

四日市市告示第 472 号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7月 31日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(海上コンテナ車通行許可不要区間)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	指定区間始点
		指定区間終点
1	西新地久保田線	四日市市西新地33
		四日市市久保田二丁目42-2
2	西末広3号線	四日市市西末広町40
		四日市市尾上町14-6
3	中村垂坂線	四日市市垂坂町860-11
		四日市市垂坂町1443-16
4	垂坂平津線	四日市市垂坂町1443-16
		四日市市大矢知町1972-1